

働きながら社会福祉士の資格取得を目指す

石川 拓人 さん



いしかわ たくとさん / 平成3年3月生まれ / 津別病院勤務 / 豊永在住

障がいのある皆さまへ
障がい年金をご存じですか？

3つの要件

障がいのある方が次の3つの要件をすべて満たしている場合は、国民年金・厚生年金保険の障がい基礎年金や障がい厚生年金を受けとることができます。

- ① 年金制度加入中に初診日があること
- ② 初診日が20歳前又は60歳から65歳までの年金未加入期間中の方は障がい基礎年金の対象となります。
- ③ 一定の障がいの状態にあること

手続きは

障がい年金を受けとるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要になります。まずは、お近くの年金事務所へご相談ください。

【手続き先】

障がい基礎年金：お住まいの市区町村役場または年金事務所
障がい厚生年金：お近くの年金事務所

【ご注意下さい】

「障がい者手帳の障がい等級」と「国民年金・厚生年金保険障がい等級」は、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けても障がい年金は受けられないこともあります。詳しくはお近くの年金事務所にご相談ください。

問い合わせ先

北見年金事務所
0157-3316007
保健福祉課戸籍年金担当
76-2151(内線223)

青春
くろーずあっぷ

津別病院に勤めて2年目の石川拓人さん。主に受付事務を担当し、受診に訪れた患者さんへの対応などにあたっています。

津別町出身の石川さんは、津小津中を経て北見緑陵高等学校に進学しました。高校ではサッカー部に所属し、全道大会まであと一歩のところまで行ったそうです。卒業後は北広島市の道都大学社会福祉学部へ進み、福祉・医療関係への就職を目指して勉強しました。希望していた地元での就職が実

現した石川さん。「顔なじみのおじいちゃんおばあちゃんもいて、仕事は楽しいです。窓口では患者さんへ笑顔の対応を心がけています」と、仕事への取り組みを話してくれました。今後の目標としては、社会福祉士の国家資格を取得し、仕事の幅を広げていきたいそうです。

学生時代に親しんだサッカーは今も続けており、休日などには練習や試合で健康的な汗を流しています。

温故知新

【437】

頑固と創意の

菓子づくり

中村 純一 さん



なかむら じゅんいちさん / 昭和15年2月、津別町生まれ / 74歳 / 幸町在住

菓匠『羽前屋』の二代目店主として、50年以上にわたり菓子づくりに励んできた中村純一さん。今はご子息の康彦さんが店を継いでいますが、まだまだ元気に作業場に立ち、三代目の奮闘を支えています。

「お菓子づくりは意外に体力が要るもの。腕力ではないかもしれませんが、求肥(ぎゅっひ)の練り作業など、力だけでなく経験と要領が求められる仕事は手伝うようにしています」と笑顔で話します。

津別町生まれの中村さんは、

津別小、津別中から北見北斗高等学校に進学。卒業後は大学進学も考えましたが、紆余曲折を経て、父が創業し、町民に親しまれていた家業の菓子店を継ぐ決心をしました。

現在、店のショーケースに並んでいる焼き菓子や和生菓子、最中など、20数種類の和菓子のほとんどは、先代の卯一郎さんと純一さんが考案したもの。いずれも常連客にはおなじみのロングセラー商品はかりです。

菓子づくりで一番のこだわりは、良質の原料を惜しまず使うこと。良い素材と職人の確かな腕によって生み出される商品への信頼感こそ、長く地元住民に愛されてきた理由でしょう。ただ、同じ商品でも新しい製法を積極的に採り入れ、より品質の向上を図るなど、常に創意工夫を忘れません。

仕事に打ち込む一方で、中村さんは消防団員として28年間活動し、民生委員・児童委員を4期12年、さらに各種委員を務めるなど、長く地域社会に貢献されてきました。ご当人は「人に頼まれると断れない性格だから」と照れませんが、ふるさと津別を愛し、その未来を思うからこそその行動でしょう。消防団の活動は、今も息子さんが引き継いでいます。

暮らしを支える
税 町道民税の特別徴収 (給与天引) について

町道民税の納め方は、本人が納付書(又は口座振替)で納める普通徴収と、事業主が本人の給与から町道民税を予め天引きしておき、替わって納める特別徴収があります(年金所得者には年金から徴収する制度もあります)。

普通徴収は、1年分の税額を4回に分けて納めます。特別徴収は、1年分の税額を12回に分けて給与から天引きします。

特別徴収の方が、1回あたりの負担額が少なく、しかも納税者の手間は全くありませんので、普通徴収に比べても有利な制度になっています。特別徴収を希望される方は、勤め先へご確認ください。

《事業主の方へお願い》
所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の町道民税を特別徴収することが法律(地方税法及び町税条例)により義務づけられています。

特別徴収を開始するには、給与報告書を町に提出(毎年1月末期限)する時に、特別徴収分として提出下さい。翌年度から特別徴収を開始します。

また、給与からの天引額は、予め町で計算して通知しますので、所得税のようには、毎回計算する必要はありません。

さらに、11月までなら、年度途中からでも特別徴収を開始できます。特別徴収を行っていない事業主の方には、ぜひ特別徴収の導入をご検討願います。